令和2年度 福島支部保険料率案について



I.協会けんぽの収支見込み、及び令和2年度 都道府県別保険料率について (医療分)

1.令和2年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 令和2年度より激変緩和措置終了、インセンティブ制度開始
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

2.協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位:億円)

		30年度	R1年度	R2年度	
		決算	直近見込	政府予算案を踏まえた見込	備考
			(R1年12月)	(R1年12月)	
	保険料収入	91, 429	96, 149	99, 389	H24-R1年度保険料率: 10.00%
収	国庫補助等	11, 850	12, 110	12, 669	R2年度保険料率: 10.00%
入	その他	182	619	290	
	計	103, 461	108, 879	112, 348	
	保険給付費	60, 016	63, 912	67, 261	拠出金等対前年度比
	前期高齢者納付金	15, 268	15, 246	15, 307	+ 62 + 102
١. ا	後期高齢者支援金	19, 516	20, 999	21, 040	+ 41
支出	退職者給付拠出金	208	2	1	A 1
	病床転換支援金	0	0	0	<u> </u>
	その他	2, 505	3, 644	3, 295	
	計	97, 513	103, 802	106, 903	OR2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率
	単年度収支差	5, 948	5, 076	5, 445	R2年度均衡保険料率: 9.45%
	準備金残高	28, 521	33, 597	39, 042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3.都道府県単位保険料率の算定方法について

第1号保険料率 (A) 加入者に対する医療給付費【支部ごと】

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

(支部療養の給付費 ± 年齢調整 ± 所得調整) ÷支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い
保険料率	下がる	上がる

所得水準	高い	低い
保険料率	上がる	下がる

第2号保険料率 (B) 現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等【全国一律】 インセンティブ制度による都道府県支部別加算・減算【支部ごと】

第3号保険料率 (C) 業務経費・一般管理費・準備金積立て等【全国一律】 前々年度精算分(収支差がマイナスの場合)【支部ごと】

収入等見込額 相当額(D) 日雇いの保険料収入・雑収入等【全国一律】 前々年度精算分(収支差がプラスの場合)【支部ごと】

都道府県単位保険料率 (A)+(B)+(C)-(D)

※保険料率の調整:災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

4.令和2年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
第1号保険料率(A)	4.97%	5.27%
調整前所要保険料率	5.29%	5.27%
年齢調整 (計算の詳細はP6)	▲0.10%	_
所得調整 (計算の詳細はP7)	▲0.22%	_
第2号保険料率(B)	3.88%	3.89%
共通料率分	3.89%	3.89%
インセンティブ制度による加算・減算	▲0.01%	_
第3号保険料率(C)	0.89%	0.87%
共通料率分	0.87%	0.87%
平成30年度精算分	0.02%	_
収入等見込額相当額(D)	0.03%	0.03%
共通料率分	0.03%	0.03%
保険料率(A)+(B)+(C)-(D)	9.71%	10.00%
【参考】令和元年度保険料率	9.74%	全国平均 10.00%

5-1.福島支部第1号保険料率(年齢調整額について)

- 年齢調整額 = ①平均給付費 ②標準給付費
- 平均よりも年齢構成が高い場合は減算する(料率が下がる)

①平均給付費

全国平均の加入者一人当たり医療給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

全国平均の年齢階級別の加入者一人当たり医療給付費

福島支部加入者数

126,648円(A)

× 711,109人(B)

=

① 90,060 百万円

②標準給付費

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり医療 給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じ て得た額をすべての年齢階級について合計した額

② 91,701 百万円

年齢調整額= ①-②=▲1,641百万円

⇒1,641百万円を減算する

(料率換算:▲0.10)

年齢階級	年齢階級別加入者1 人当たり医療給付費 (全国平均) (A)	福島支部年齢階級別 加入者数(B)	標準給付費 (A×B)
	(単位:円)	(単位:人)	(単位:百万円)
0~ 4 歳	185,454	33,722	6,254
5~ 9	88,959	36,523	3,249
10~14	70,371	39,728	2,796
15~19	56,522	44,620	2,522
20~24	53,154	46,302	2,461
25~29	65,820	45,960	3,025
30~34	75,203	52,567	3,953
35~39	81,913	57,719	4,728
40~44	91,362	64,799	5,920
45~49	110,447	60,030	6,630
50~54	141,914	55,161	7,828
55~59	179,753	59,718	10,734
60~64	226,073	58,007	13,114
65~69	289,631	38,974	11,288
70~74	416,594	17,280	7,199
合計	126,648円(A)	711,109人(B)	91,701百万円②

※端数処理のため、計数が一致しない場合がある

5-2.福島支部第1号保険料率(所得調整額について)

- 所得調整額 = ③支部総報酬按分給付費 ①平均給付費
- 平均よりも総報酬額が低い場合は減算する(料率が下がる)

③支部総報酬按分給付費

全国の医療給付費の総計を支部毎の 総報酬額で按分した金額

全国の医療給付費総計 5,236,260 百万円 福島支部総報酬額
x 1,641,303 百万円
全国の総報酬額
99,374,307 百万円

= ③ 86,484 百万円

①平均給付費

全国平均の加入者一人当たり医療給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

全国平均の年齢階級別の加入者一人当たり医療給付費

福島支部加入者数

126,648円(A)

× 711,109人(B)

= ① 90,060 百万円

所得調整額= ③ - ① = ▲3,576百万円

⇒3,576百万円を減算する

(料率換算:▲0.22)

※端数処理のため、計数が一致しない場合がある

【参考】福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

(単位:百万円)

項目	協会けんぽ全体	福島支部(A)	【参考】令和元年度 福島支部(B)	(A) - (B)
総報酬額	99,374,307	1,641,303	1,626,193	15,110
第1号経費	5,236,260	81,578	79,373	2,205
医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260	86,796	83,712	3,084
年齢調整額	-	▲ 1,641	▲ 1,330	▲ 311
所得調整額	-	▲3,576	▲3,009	▲ 568
第2号経費	3,865,972	63,852	64,955	▲ 1,103
現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	445,544	7,359	7,516	▲ 157
拠出金等(国庫補助を除く)	3,420,428	56,493	57,439	▲ 946
前期高齢者納付金	1,316,486	21,744	22,117	▲ 374
後期高齢者支援金	2,103,860	34,748	35,318	▲ 570
退職者給付拠出金	68	1	3	▲ 2
病床転換支援金	13	0	0	0
第3号経費	865,432	14,294	14,474	▲ 181
協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)	214,065	3,536	3,474	62
貸付金	166	3	3	0
雑支出	69,720	1,152	1,716	▲ 564
準備金積み立て	544,454	8,992	8,742	251
事務経費・雑支出(国)	37,027	612	541	70
その他収入	30,234	499	1,035	▲ 536
貸付金返済収入	166	3	3	0
雑収入	25,356	419	996	▲ 578
日雇特例被保険者保険料収入	1,463	24	27	▲ 3
雑収入等(国)	3,249	54	9	45

[※]端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

[※]第2号経費、第3号経費、その他収入については、総報酬按分により機械的に計算した。

Ⅱ.令和2年度介護保険料率について

1.協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位:億円)

		30年度	R1年度	R2年度	
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	備考
	保険料収入	8, 664	10, 091	10, 905	H30年度保険料率: 1.57%
収	国庫補助等	879	515	-	R1年度保険料率: 1.73%
入	その他	_	ı	-	R2年度保険料率: 1.79%
	計	9, 543	10, 606	10, 905	納付金対前年度比
	介護納付金	10, 130	10, 671	10, 463	⇒ ▲208
支出	その他	18	-	-	
	計	10, 148	10, 671	10, 463	
	単年度収支差	▲ 605	▲ 65	443	
	準備金残高	▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2.令和2年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、下記の計算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

介護保険料率 = 介護保険料率 = 介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)総報酬額総額の見込

※令和2年度政府予算案では、介護納付金は10,463億円と前年度比で208億円の減少の見込み。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

【令和元年度】 1.73%



【令和2年度】

1.79%

【参考】令和2年度 保険料率適用後の保険料負担額ついて

	保険料率			標準報酬月額28万円の場合の 保険料額(月額・折半額)		
	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 (B-A)	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	差 (B-A)
健康保険料率	9.74%	9.71%	▲0.03%	13,636円	13,594円	▲42円
介護保険料率	1.73%	1.79%	0.06%	2,422円	2,506円	84円
健康保険料率+ 介護保険料率	11.47%	11.50%	0.03%	16,058円	16,100円	42円

【参考】

令和2年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数 (暫定版)

(日)		
保険料率	支部数	
(%)	~ hr x	
10.73	1	
10.41	1	
10.34	1	
10.33	1	
10.32	1	
10.30	1	
10.28	1	24
10.25	2	⊦24
10.22	2	
10.20	1	
10.17	2	
10.15	1	
10.14	3	
10.07	1	
10.06	1	
10.05	1	
10.03	1	
10.01	2	
9.99	1	
9.97	1	
9.95	1	
9.93	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.88	3	
9.87	1	- 23
9.81	2	
9.79	1	
9.77	4	
9.75	1	
9.73	1	
9.71	1	
9.70	1	
9.59	1	
9.58	1	
		_

※平均保険料率10.00%

令和2年度都道府県単位保険料率の 令和元年度からの変化 (暫定版)

令和元年度 からの3		支部数	
料率(%)	金額(円)		
+0.15	+210	1	
+0.11	+154	1	
+0.10	+140	1	
+0.09	+126	2	
+0.08	+112	1	
+0.07	+ 98	2	├21
+0.06	+ 84	1	
+0.05	+ 70	1	
+0.03	+ 42	2	
+0.02	+ 28	6	
+0.01	+ 14	3	
0.00	0	2	
▲0.01	▲ 14	3	
▲0.02	▲ 28	5	
▲0.03	▲ 42	3	
▲0.04	▲ 56	3	_
▲0.05	▲ 70	2	
▲0.06	▲ 84	1	24
▲0.07	▲ 98	2	
▲0.08	▲ 112	1	
▲0.09	▲ 126	1	
▲0.11	▲ 154	1	
▲0.12	▲168	1	
▲0.13	▲182	1	

^{※「+」}は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

(月額:労使折半後)の増減である。

[※]金額は標準報酬月額28万円の者に係る保険料率負担

【参考】保険料率変更にかかる今後のスケジュール(予定)

1月17日 評議会の開催

(都道府県単位保険料率の変更について意見をいただく)

21日 支部長から理事長への意見の申出

(提出する意見書へは評議会の意見を添える)

29日 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)

⇒料率変更について厚生労働大臣へ認可申請

健康保険法第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に 設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。